

19 外部監査公表第 4 号

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により，平成 19 年 10 月 10 日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成 19 年 12 月 20 日

| | |
|---------|---------|
| 福岡市監査委員 | 妹 尾 俊 見 |
| 同 | 市 木 潔 |
| 同 | 竹 本 忠 弘 |
| 同 | 福 田 健 |

1 監査報告と措置の件数

- 18 外部監査公表第 1 号（平成 18 年 4 月 10 日付 福岡市公報第 5346 号(別冊)公表）分
- テーマ 1-1 経済振興局の一般会計に係る財務事務の執行について・・・51 件
 - テーマ 1-2 財団法人福岡コンベンションセンターの出納その他の事務の執行について・・・・・・・・・・28 件
 - テーマ 1-3 福岡市営競艇事業特別会計の財務事務の執行と経営に係る事業の管理について・・・・・・・・・・22 件
 - テーマ 2 福岡市土地開発公社が保有している土地の取得，保有，処分に関する事務の執行ならびにこれらに関する事業計画の執行と財務状況について・・・・・・・・・・4 件

2 講じた措置の内容 以下のとおり

テーマ 1-1 経済振興局の一般会計に係る財務事務の執行について

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|--|---|
| <p>2.2.2 近代化・高度化の推進事業（振興課・経営支援課）</p> <p>3) 補助金の交付要綱の未作成</p> <p>平成 16 年度は補助金の交付要綱が作成されていなかった。但し，平成 16 年度福岡市補助金等審査委員会の指摘により平成 17 年度は改善されている。</p> | <p>平成 16 年度中に「福岡地区中小企業団体連合会事業補助金交付要綱」を作成し，平成 17 年度より同要綱に基づき，補助金の交付を行っている。</p> <p>（振興課・経営支援課）</p> |
| <p>4) 高度化促進補助金の予算と実績の比較による効果測定について</p> <p>補助金交付先団体が行った事業について，予算策定時に意図したとおり実行されたかどうか比較検討されていない。事業に関わる活動指標を明確にして，補助の有効性を検討する必要がある。</p> | <p>福岡地区中小企業団体連合会が実施する事業に関わる活動指標については，平成 18 年度と同連合会に係る補助金交付申請書において，当該年度中において実施する事業の予定回数や参加予定者数を記載している。</p> <p>これにより，年度末に同連合会から提出される事業実施報告書において記載される実施回数や実際の参加者を当初の予定どおり実行できたかを比較検討するとともに，活動指標が明確になることから，補助の有効性を検討していくこととした。</p> <p>（振興課・経営支援課）</p> |
| <p>2.2.3 経営基盤の強化（経営支援課）</p> <p>3) 補助金について，平成 16 年度は交付要綱が作成されていなかった。但し，平成 16 年度福岡市補助金等審査委員会の提言により平成 17 年度は改善されている。</p> | <p>平成 16 年度中に受注促進補助金（機械金属工業振興事業）交付要綱，小規模事業指導事業補助金交付要綱を作成し，平成 17 年度より同要綱に基づき，補助金の交付を行っている。</p> <p>（経営支援課）</p> |
| <p>委託料の決裁伺いの決裁日記載漏れ</p> <p>委託料については決裁伺いに決裁日の記載が漏れていた。</p> | <p>決裁日の記載漏れについては福岡市文書規程に基づいて記載するように所属職員に対し確認を行い，周知徹底を図った。</p> <p>（経営支援課）</p> |

| | |
|---|---|
| <p>4) 受注促進補助金の資金使途について 補助金交付先団体の支出の中に自主財源により実施されるべき支出項目(プロ野球観戦費用)が含まれていた。 なお、平成 17 年度は交付要綱が作成され、改善されている。</p> | <p>平成 16 年度に補助金の使途を明示した交付要綱を作成し、福岡市機械金属工業会に対し、会計処理について、自主財源により実施されるべき事業の支出を補助事業から明確に区分するよう平成 17 年度から指導を行った。 (経営支援課)</p> |
| <p>福岡市商工金融資金制度に係る返済相談業務委託の特命随意契約 委託業務の性格上、専門性が高く、トラブルを避けるため経験豊かな高齢者が望ましいとすることを理由としているが、それだけでは特命随意契約とできることの要件を満たしていない。専門性の高い派遣業者等を探し、特命でなく相見積りによる随意契約とするべきである。</p> | <p>本業務委託の契約については、高齢者の雇用を確保するという政策的な観点や業務の円滑な履行などを理由に、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により社団法人福岡市シルバー人材センターに特命随意契約で委託しているものである。 一方、同施行令の改正(同条同項第 3 号)により、平成 17 年 4 月から、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 41 条第 2 項に規定するシルバー人材センターから役務の提供を受ける場合等、一定の政策目的を達成するため必要な場合に、随意契約によることができることとなった。 業務委託契約の相手方については、業務の内容に鑑み、今後とも高齢者の雇用を確保するという政策的な観点や業務の円滑な履行などを考慮して選定していく予定である。 このため、今後は改正された同施行令の規定(同条同項第 3 号)に基づきシルバー人材センターとの随意契約とするが、同センターは福岡市内に一つしかないため、結果として現行と同様の特命随意契約によることになる。 (経営支援課)</p> |

| | |
|---|---|
| <p>2.2.4 中小商業対策の推進（振興課）</p> <p>3) 協同組合連合会福岡流通センターについて、補助金交付要綱が未作成であった。</p> | <p>協同組合連合会福岡流通センター補助金交付要綱の未作成については、すでに平成 17 年度にこの補助事業を廃止しているが、今後、同様のことが再発しないよう、要綱の作成について周知徹底を図った。</p> <p style="text-align: right;">（振興課）</p> |
| <p>4) 流通グローバル戦略調査業務委託の成果物の公表について</p> <p>成果物の流通グローバル戦略調査報告書は主に庁内利用されているが、広く福岡市民も利用できるように成果物の公開を検討すべきである。</p> | <p>成果物については、情報プラザ、総合図書館及び分館、議会図書室、(財)福岡アジア都市研究所の都市政策資料室等に成果物を設置し公開した。</p> <p style="text-align: right;">（振興課）</p> |
| <p>2.2.5 伝統産業の振興（振興課）</p> <p>3) 伝統産業振興補助金の予算査定と報告書等の書類の審査について</p> <p>当初予算決定時の資料に支出の内訳がなく、補助金の具体的な使途金額を把握していなかった。厳密な予算査定を行う必要がある。</p> <p>補助金の交付確定の際にも、補助金の具体的な使途は詳細には把握されていなかった。適切な審査及び調査を行う必要があると考える。</p> | <p>博多人形新製品開発展及び青年部活動助成の補助金申請時の予算の査定については、更に詳細な金額での予算書の提出を求めるとともに、提出前からヒアリングや指導を行うこととした。</p> <p>また、補助金確定に際しても、写真の提出など活動が詳細にわかるような報告の提出を求め、審査することとした。</p> <p style="text-align: right;">（振興課）</p> |
| <p>2.2.5 伝統産業の振興（振興課）</p> <p>4) 伝統産業振興負担金(博多の観光と物産展)について</p> <p>負担金交付先団体において剰余金が発生しているが、福岡市には返還されていない。数年にわたり剰余金が発生するのであれば、負担金の算定方法に問題があるともいえる。また、物産展が県産品の販路拡大を目的にするのであれば、大消費地主体</p> | <p>負担金については、適切な確認を行い、福岡市負担分(3,654,079円)の繰越金を返還したうえ、予算の減額を行った。</p> <p>事業の効果の測定及び評価については、販売額やその後の取引状況等を的確に把握・分析し、国内外での新たな物産展の開催など多様な事業を展開していく。</p> <p style="text-align: right;">（振興課）</p> |

| | |
|---|--|
| <p>に行うべきと考えられるが，地方小都市で行われている。効果の測定及び評価を十分に実施し，今後の事業取り組みを再検討すべきである。</p> | |
| <p>伝統産業振興負担金（東京新作展事業）の算定方法及び委員会形式の必要性についての疑問</p> <p>予算と決算を比較すると支出が予算と乖離しているが，旅費 1,369 千円を誤って事務費に計上しているためである。なお，剰余金は過年度繰越分を含めると 326 万円になっているが，福岡市には返還されていない。負担金は毎期の事業経費の必要額であり，剰余金は返還されるべきものである。数年にわたり剰余金が発生するのであれば，負担金の算定方法に問題があるともいえる。</p> | <p>東京新作展事業負担金については，適正な算定を行い，平成 18 年度は剰余金を考慮した予算措置をおこなった。</p> <p style="text-align: right;">（振興課）</p> |
| <p>伝統産業振興補助金（博多織後継者育成資金）の効果測定</p> <p>補助金は，平成 14 年度から交付されているが，補助対象者が後継者として育っているのか否かについてフォローがなされていなかった。補助金の効果測定のために継続的な観察が必要である。</p> | <p>博多織後継者育成資金は平成 17 年度で廃止し，平成 18 年度から新たに設置された博多織技能開発養成学校を支援している。</p> <p>育成資金は，組合企業の技能者を育成するための助成金であったが，当該学校は一般から公募し，後継者を育成するものであり，卒業後の組合企業への受け入れや開業支援を目的としている。平成 19 年度末に第一期生が卒業する予定であり，卒業後の進路については，随時把握していく。</p> <p style="text-align: right;">（振興課）</p> |

| | |
|--|--|
| <p>4.2.1 生活関連産業の振興及び雇用創出の推進（課長（生活関連産業・雇用創出担当））</p> <p>3) コミュニティビジネス起業セミナー及びコミュニティビジネスアイデアコンテスト開催業務委託について</p> <p>本件は新しい特殊性が高い業務ということで特命随意契約先の下見積書に基づいて設計金額が算定されているが、委託内容には類似の事業も多々あり、妥当な設計金額を算定するには他社からも見積書入手し価格を比較することが必要であったと考える。</p> | <p>設計金額の算定については、今後は必要に応じて複数社からの見積書入手するなど、より適正な設計価格の算定に努めることとした。</p> <p>なお、当該セミナー開催以降、NPOふくおか以外にも、厚生労働省の委託事業を受託するなど、コミュニティビジネスを支援する団体（中間支援組織）が新たに現れたことから、見積あわせによる随意契約を行っている。</p> <p>（課長（生活関連産業・雇用創出担当））</p> |
| <p>調査報告書の存在をホームページなどで広く一般に情報開示することが望ましい。</p> | <p>調査報告書の情報開示については、当課で開設しているホームページ『福岡市しごと情報』に調査報告書のデータを掲載して、広く情報を公開している。</p> <p>（課長（生活関連産業・雇用創出担当））</p> |
| <p>4.2.2 研究開発型産業の振興（産業創出課）</p> <p>3) 産学研究発掘事業負担金の助成効果の確認について</p> <p>福岡市は委員会の総括された事業報告を受領するのみで実績報告書は入手していない。助成先の実績報告書等入手し、助成の効果を確認することが必要である。</p> | <p>助成事業の実績報告書については、委員会へ提出を求め入手し、助成の効果の確認を行った。</p> <p>（新産業課長）</p> |

| | |
|---|---|
| <p>産学研究開発助成金の審査費用の経済性について</p> <p>助成金の額 600 万円に対して、審査費に 979 千円要している。金額の小さな事業にこのような経費をかけることは経済性、効率性の観点から疑問であり、より経済性を重視して運用に努めるべきと考える。なお、当該事業は、平成 17 年度に廃止されている。</p> | <p>今後同様の事業を行う場合は、審査にかかる経費の低減を検討することとした。</p> <p>(新産業課長)</p> |
| <p>4.2.5 デザイン関連産業の振興</p> <p>3) 福岡市デザイン関連産業振興・集積に向けた方策の調査研究委託の調査報告書の活用について</p> <p>福岡市内部資料として使われる可能性はあるが、報告書が十分活用されていない。調査報告書の存在をホームページなどで広く一般に情報開示することが望ましい。</p> | <p>本報告書は、デザイン業界の現況と問題点を把握し、今後の方向性を見いだすための基礎調査をまとめたものである。</p> <p>本市の施策を検討する基礎資料としての活用を前提にしており、調査報告書の存在について情報開示していなかったが、平成 18 年 12 月から市のホームページにその存在および概要を掲載している。</p> <p>また、本市のデザイン関連産業の振興施策の検討以外にも、デザイン関係者との協議や企業ヒアリングの際、調査研究結果を踏まえてデザイン業界のあり方や方向性を議論するなど、本報告書を活用している。</p> <p>(新産業課長)</p> |

| | |
|--|--|
| <p>5.2.1 海外市場開拓（国際経済課）</p> <p>3) ボルドーワインのタベ事業負担金について</p> <p>当初提示された関連証憑によっては、用途を明確に説明できない支出が会場費の中に含まれていた。負担金の確定にあたっては、適切な証憑に基づき厳正な検証を行うべきである。</p> <p>ボルドー市との関係を維持するために、少数の市民を対象とした飲食を主体とするイベントに対して負担金を支払うことに公益性があるのか疑問がある。ボルドー市との姉妹都市維持のための効果的な施策を再検討すべきである。</p> | <p>負担金の確定については、平成 17 年度は、決算報告にあわせて、適切な証憑に基づき確認を行った。</p> <p>当該事業については、ボルドーを理解する裾野事業として位置づけており、今後とも継続していく。しかしながら、飲食に対する公益性への疑問に鑑み、民間活力の導入や経費節減など、本市負担金支出の抑制について検討することとした。</p> <p style="text-align: right;">（国際経済課）</p> |
| <p>ビジネス・サポート・センター負担金について</p> <p>同センターは、日本貿易振興機構（ジェトロ）が運営するセンターであり、外国企業対象のインキュベート施設（個室 4 室）を運営しているが、利用率は 21.5% である。当該施設は PR 材料にはなりうるが、その効果を測定し、廃止・縮小も検討すべきである。</p> <p>なお、ビジネスサポートセンター負担金は負担金の確定手続きが実施されていないかった。</p> | <p>当該事業のインキュベート施設は、本市の外国企業誘致の必要な要素と考えており、今後とも、ジェトロ、福岡県と連携して、利用率の向上につとめていく。</p> <p>当該負担金の支出については、年会費的な性質を有するため、確定手続きを要しない一般払い（確定払い）で支出してきたが、指摘に鑑み、一般払いであっても年度内に負担金の確定を行うよう改善方法を検討することとした。</p> <p style="text-align: right;">（国際経済課）</p> |
| <p>アジア経済交流センター事業補助金の必要性について</p> <p>アジア経済交流センター事業の補助金の大半の用途は施設管理費 29 百万円であるが、常設の会議室を備え多額の施設管理費を福岡市で負担するだけの事業の意義があり、かつコストパフォーマンスがあるのか疑問である。</p> | <p>当該事業については、利用者も増加傾向で、また、市内で同様の事業を行う団体もないことから、今後とも地場企業に対する情報提供、コンサルティング、セミナー等を開催し、貿易実務者の育成を図って行く。</p> <p>補助金に占める施設管理費の割合の増加については、福岡貿易会と検討を進め、</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>福岡貿易会はエルガーラビルから再度福岡商工会議所ビルに移転し、貸会議室を使用するなど、経費の削減や効率的な執行に努めた。</p> <p style="text-align: right;">（国際経済課）</p> |
| <p>5.2.2 貿易促進環境整備（国際経済課）</p> <p>3) 福岡市経済国際化支援協議会負担金について</p> <p>同協議会構成メンバーはいずれの団体も福岡市からの補助金等を受けている。その補助金の一部をこの協議会の負担金に充て、さらに福岡市の補助金で大半がまかなわれている協議会からこれらメンバーの主催イベントを支援するという形で再度資金を支出したことになる。この構図は、透明性の点、事務的煩雑性の点から問題がある。</p> <p>事業主体を明確にして、必要な事業に対して福岡市からの直接補助を行うよう検討すべきである。</p> | <p>福岡市国際化支援協議会については、外国公館への支援事業数も減少しており、この事業の目的については一定の役割を終えたと認識し、平成18年度で解散した。</p> <p style="text-align: right;">（国際経済課）</p> |
| <p>5.2.3 貿易団体の育成（国際経済課）</p> <p>3) (社)福岡貿易会補助金について</p> <p>支出の大半は福岡市からの出向職員の人件費負担である。人員削減又は外部から採用するなど人件費抑制の余地はあるものと考え。なお、外部の団体へ市から職員を派遣した場合、派遣した人員は福岡市職員の定数外であるため、定員外の人件費が隠れてしまい実態が見えなくなる危険性がある。</p> <p>福岡市としての貿易振興の必要性は否定しないものの、補助金の効果がよく見えない。JETROなどの貿易促進機関を有効活用し、アジア経済交流センター事業</p> | <p>福岡貿易会については、新設の部会や常任理事会で経費の削減や事業の活性化について検討しており、本市とも協議を行っていくこととする。</p> <p style="text-align: right;">（国際経済課）</p> |

| | |
|--|--|
| <p>を含めて福岡市の実質負担を減らす努力が必要である。</p> | |
| <p>5.2.4 アジアビジネスゾーン推進事業（投資交流推進課）</p> <p>3) 委託業務実施のための起案書について、起案日の日付はあるものの決裁日の日付が漏れていた。</p> | <p>起案書の決裁日については、必ず記入するように職員へ口頭にて指導を行った。</p> <p style="text-align: right;">（国際事業課）</p> |
| <p>4) 中国からの対日投資促進に関する広告業務委託の審査方法について</p> <p>企画コンペ方式で業者が選定されているが、金額的な考慮がなされていない。業務の質及び内容のみではなく、金額的な側面も含めて総合的に評価することが望ましい。</p> | <p>平成18年度からは、企画コンペ方式実施にあたっては、経済性も考慮して総合的に評価を行った。</p> <p style="text-align: right;">（投資交流推進課）</p> |
| <p>国際新華商会議 in 福岡報告書作成業務委託の設計金額見積りの参考資料の保管について</p> <p>委託料の設計金額見積りの参考資料となる外部業者から入手した見積書等が保管されていなかったため、委託料の設計金額の根拠が分からなかった。設計金額の妥当性及び客観性を確保するために、設計金額見積りのための外部の客観的な参考資料を入手・保管しておくことが望ましい。</p> | <p>設計金額見積りのための外部の客観的な参考資料については、紛失することのないよう適正に保管することとした。</p> <p style="text-align: right;">（投資交流推進課）</p> |
| <p>海外企業進出支援業務マニュアル整備及び海外企業向け福岡市進出ガイド作成業務委託の保証人との保証契約延長について</p> <p>当該契約について契約期間の延長を行っているが、保証人との保証契約の延長は行っていない。委託契約延長に伴う保証人契約延長のための様式の整備及び運用が望まれる。</p> | <p>委託契約延長に伴う保証人契約延長のための様式の整備及び運用については、「様式第12号請書（変更用）」として、「保証人の記名・押印欄付のもの」と「欄が無いもの」の2種類で既に運用されており、庁内イントラネット上の『契約実務要覧』にも「保証人の記名・押印欄付」の様式が掲載されており、周知徹底を行った。</p> <p style="text-align: right;">（投資交流推進課）</p> |

| | |
|---|---|
| <p>5.2.6 情報収集・PR等（課長（立地サポート担当））</p> <p>企業立地パンフレット改訂等業務委託について</p> <p>委託料の設計金額見積りの参考資料となる外部業者から入手した見積書等が保管されていなかったため、委託料の設計金額の根拠が分からなかった。特に規則には明示されていないが、設計金額の妥当性および客観性を確保するために、設計金額見積りのための外部の客観的な参考資料を入手・保管しておくことが望ましい。</p> | <p>委託料の設計金額見積りの参考資料として、外部業者から入手した見積書等については、監査結果（意見）に基づき、以降の委託契約事務手続きにおいて、保管するよう事務の改善を行った。</p> <p style="text-align: right;">（企業立地課）</p> |
| <p>6.2.2 観光コンベンション振興（観光課，コンベンション課）</p> <p>3) 補助金について，平成 16 年度は補助金交付要綱が作成されていなかった。平成 16 年度に福岡市補助金等審査委員会の提言により作成要綱が定められていない補助金がきわめて多い点が問題として指摘された結果，平成 17 年度は整備されていた。</p> <p>ただし，観光サービス対策業務補助金については，平成 17 年度中に交付要綱を作成し，これに基づき平成 16 年度と同額を交付予定であり，監査実施日現在交付要綱は作成中との説明を受けた。</p> | <p>観光サービス対策事業補助金については，平成 17 年度に観光サービス対策事業補助金交付要綱を整備した。</p> <p style="text-align: right;">（観光振興課）</p> |
| <p>4) 博多祇園山笠補助金の決算報告書の妥当性検討について</p> <p>福岡市は福岡山笠振興会の決算書を精査しておらず各流れの決算報告を詳細には把握していない。補助金の使途は明らかにされる必要があり，福岡市は流れからの決算報告を含めてその妥当性を検討する必要がある。</p> | <p>補助金の使途については，平成 18 年度より山笠振興会の決算書とともに，各流れの決算書を添付させ，精査することとした。</p> <p style="text-align: right;">（観光振興課）</p> |

| | |
|--|---|
| <p>「祭り」関係の補助金についての全般的意見</p> <p>補助金は 30 年以上経過したものも多く、交付要綱がないため補助額算定の根拠が明確でなく、交付額も毎年同額となっているケースが多い。</p> <p>また、福岡市には多くの祭りがあるが、集客効果・経済効果が高いと思われる「祭り」に対して補助するという方針のもと、代表的な 7 つの祭りの振興会又は委員会に補助を行っている。これら 7 つの祭りに補助を行う根拠として、経済性、公平性の観点から補助金算定及び対象の基準を明確にすべきである。このことは平成 16 年 12 月公表の福岡市補助金等審査委員会の補助金に対する提言「福岡市の補助金等のあり方及び見直しの方策について」でも指摘されているが、平成 17 年度も平成 16 年度と同額の補助金が交付されている。</p> | <p>補助金の根拠については、平成 17 年度に祭り振興事業補助金交付要綱を整備し、補助金算定基準及び対象基準をそれぞれ明確化した。</p> <p style="text-align: right;">（観光振興課）</p> |
| <p>三都航路 2004 実行委員会負担金の効果について</p> <p>投入した金額に対比して、その成果が十分といえるか疑問がある。福岡市を海外にアピールするのにもっと効果的で経済的な事業を考えるべきである。</p> | <p>海外に対するプロモーションについては、費用分担や事務の効率性、事業効果の観点から、国や九州各都市、観光関係協議会等と連携して本市の知名度向上や観光情報の発信・浸透に努めており、今後も効果的・経済的な事業手法を選択しながら集客施策を推進していく。</p> <p style="text-align: right;">（集客企画課）</p> |

| | |
|--|---|
| <p>「博多町家」ふるさと館管理運営業務委託について</p> <p>入館者は毎年増加しているため、民間のアイデアを募る等の新たな施策により、集客収入アップを図るべきである。</p> <p>福岡市も毎期 60 百万円以上の委託費を支出しているが、博多織及び博多人形の実演委託等経費の高いものの集客効果・経済効果を評価し、委託費の見直しを行うなど検討する必要がある。</p> | <p>平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用して、集客収入のアップを図っている。</p> <p>(観光振興課)</p> |
| <p>6.2.3 福岡観光コンベンションビューロー事業負担金</p> <p>3) 福岡観光コンベンションビューロー負担金について</p> <p>福岡市派遣職員 11 名と福岡市OB1 名の人件費が約 1 億 2 千万円あり、ビューローの支出総額の 25% を占めている。福岡市からの派遣職員の 1 人当たりの人件費平均は 1 千万円を超えており民間と比べると高い水準と思われる。人件費負担を軽減し、効率的な人材の活用を考える必要がある。また、福岡観光コンベンションビューローと経済振興局観光課の業務に共通する業務が多く見られ、両者の関係が密接であるゆえに、棲み分けが不明確になっている部分も否定できないので、今後一層の見直しや改善を行うべきである。</p> | <p>福岡観光コンベンションビューロー(以下「ビューロー」という)は、本市の事務事業と密接な関連を有するとともに、民間事業者と連携することでより効果的な事業の実施が求められている。このような中、市派遣職員は、市とビューローと民間事業者を結びつけ事業をコーディネートするなど重要な役割を果たしている。派遣職員数については、これまでも見直しを進めてきているところであり、業務の棲み分けについても基本的な役割分担の考え方について整理・共有し、効果的な事業実施に努めている。今後も必要に応じ、見直し改善を進めていく。</p> <p>(集客企画課)</p> |
| <p>にぎわい創出事業補助金について</p> <p>補助金の約半額は賃借料に充てられており、高い賃借料と人件費を負担して福岡市が当該事業を行う意義があるのかについては、疑問を呈せざるを得ない。博多リバレインの賃借は 10 年間の定期建物賃貸借契約で解約不能であるが、補助金</p> | <p>にぎわいプラザについては、情勢の変化や事業の優先度を勘案し厳選することが必要となってきたため、平成 18 年度をもって廃止した。</p> <p>(観光振興課)</p> |

| | |
|--|--|
| <p>をあてにして長期契約を締結することができるのか疑問であり，福岡市は債務負担行為の議決を受けるべきであったと考える。</p> | |
| <p>7.2.1 航空機騒音防止対策事業</p> <p>3) 航空機騒音対策事業（住民負担額助成）について</p> <p>低所得者については県と市で 25% ずつ合計 50% を，同和地区の住民については，県と市で 50% ずつ合計 100% を補助している。補助割合そのものが違ううえに補助要件が著しく異なっている。</p> <p>本件については，過去の経緯が多々あることは推定できるが，公平性の観点からいかがであろうか。</p> | <p>航空機騒音防止対策事業における同和地区の住民に対する住民負担額の助成については，平成 19 年度以降の同和行政のあり方について検討を行った結果，平成 20 年度までの 2 年間の経過措置を設け，事業を廃止する。</p> <p style="text-align: right;">（空港対策課）</p> |
| <p>航空機騒音対策事業費（冷房用電気料助成）について</p> <p>冷房用機器の設置補助については対象地域の住民に対して実施されるが，冷房用電気料の補助については同和地区の住民に対してのみ実施されている。これについても上記と同様に公平性の観点からいかがであろうか。</p> | <p>冷房用電気料の助成については，平成 19 年度以降の同和行政のあり方について検討を行った結果，国の補助制度を活用した生活保護世帯に対する助成制度と支給基準を同等して 5 年間継続実施する。（平成 19 年度～23 年度の福岡市同和対策事業実施計画を策定済）</p> <p>この 5 年間に，一般対策化についての課題の抽出・整理，手法等の検討を行い，国，県，関係市町と協議・検討する。</p> <p style="text-align: right;">（空港対策課）</p> |
| <p>7.2.4 その他の事業</p> <p>3) 福岡空港地域対策協議会に対する補助金の交付要綱が整備されていない。</p> | <p>福岡空港地域対策協議会に対する補助金については，「福岡空港地域対策協議会事業補助金交付要綱（平成 18 年 4 月 1 日施行）」を策定した。</p> <p style="text-align: right;">（空港対策課）</p> |
| <p>4) 福岡空港整備促進協議会への負担金については確定手続がなされていない。目的に沿った適正な使用がなされているかについての検討を行った上</p> | <p>負担金の目的，対象，額については監事である金融機関の監査を受けた後，総会で各会員企業に決算報告しており，その際目的に沿った適正な使用がなされているか</p> |

| | |
|--|---|
| <p>で、確定をすべきである。</p> | <p>検討を行い議決によって確定している。 (空港対策課)</p> |
| <p>福岡空港整備促進協議会への負担金は当協議会が独自の活動に係る収支を取扱う一般会計へ 3,000 千円、特別会計 11,100 千円の合計 14,100 千円を負担金として支出している。</p> <p>特別会計において上表記載の 3 団体へ助成金が支出されている。これらについては以下の問題点がある。</p> <p>a 福岡空港整備促進協議会から上記 3 団体へ助成金が交付されているが、それら助成金の原資となる負担金についての交付要綱が整備されていない。福岡市の負担金は、実質的な補助金でありながら、補助金の厳格な支出手続きがなされていないので、助成金の目的、その対象項目、額の決定承認などを要綱にて明確にする必要がある。</p> | <p>福岡空港整備促進協議会は、福岡空港の整備拡充を図るとともに、航空交通の発展を促進し、西日本地区における経済及び文化の振興並びに空港周辺地域との調和のとれた福岡空港の伸展に寄与することを目的に、県・市と地元財界やエアライン等により設立された団体である。</p> <p>福岡空港は市街地に立地し、利便性が非常に高い反面、騒音等の厳しい問題を抱えており、周辺環境対策を促進していくことが、空港周辺地域との調和のとれた伸展に大きく寄与するものである。この周辺環境対策を促進するために、地元 3 団体の活動に対し、空港の発展を願う県・市及び財界、エアラインで構成する当協議会から助成しているものである。</p> <p>したがって、当協議会に負担金で支出しているもので、特別会計についても、19 年度以降は、県・市負担額を総会で明確にし執行していくとともに、協議会から地元への補助金については、交付要綱を整備した。</p> <p>(空港対策課)</p> |
| <p>b 福岡空港地域対策協議会への助成については、福岡市からも補助金として別途同協議会へ交付（サンプル NO.3）されており、助成経路が 2 つとなっている。なお、担当課の説明では、空港整備促進協議会発足前から同協議会に補助を行っていたため市からの直接交付が残っているとの説明を受けた。</p> | <p>福岡空港地域対策協議会への助成については、助成開始時期や補助主体が異なっていることもあり現行の処理は妥当と判断する。</p> <p>なお、平成 18 年度からは、補助金交付要綱を制定し処理することとした。</p> <p>(空港対策課)</p> |

包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|--|---|
| <p>1.2 経済振興局主管の補助金等の問題点 以下のような問題点が見受けられた。</p> <p>補助等事業の効果測定がなされていない事業(2.2.2の4)、(2.2.5の4)、()も多く見受けられる。全ての補助金等で何らかの形で効果を測定すべきである。</p> | <p>・2.2.2の4)については、平成18年度から事業の予定と実績を報告させ、有効性を検討していくこととした。</p> <p>(振興課・経営支援課)</p> <p>・2.2.5の4)については、販売額やその後の取引状況を的確に把握・分析し事業に反映させていくこととした。</p> <p>(振興課)</p> <p>・2.2.5の4)については、平成19年度末に第1期生が卒業予定であり、卒業後の進路を随時把握していくこととした。</p> <p>(振興課)</p> |
| <p>交付時に負担金、補助金の用途を明確にしている例(2.2.5の3)があるが、補助金の交付確定の際には、適切な審査及び調査を行う必要がある。</p> | <p>・2.2.5の3)については、詳細な予算書提出と指導等を行い、写真の提出など活動内容が詳細にわかるような報告書の提出による審査を行うこととした。</p> <p>(振興課)</p> |
| <p>補助金等交付団体の支出のなかに本来団体の自主財源で実施すべき事業(2.2.3の4)が見受けられる。</p> | <p>・2.2.3の4)については、事業費支出を明確に区分するよう指導を行った。</p> <p>(経営支援課)</p> |
| <p>補助金等の金額に対してそれを上回る剰余金のある団体への負担金の例(2.2.5の4)や多額に剰余金を残す委員会への負担金の例(2.2.5の4)が見受けられた。より慎重な支出先及び支出額の決定を行うべきである。</p> | <p>・2.2.5の4)については、福岡市負担分(3,654,079円)の返還を行うとともに予算の減額を行った。</p> <p>(振興課)</p> <p>・2.2.5の4)については、平成18年度から予算の減額を行った。</p> <p>(振興課)</p> |

| | |
|---|---|
| <p>少額補助金等については、当該補助等を受領するための審査料が多額にかかっている例(4.2.2の3))がある。費用対効果も考慮し、これに見合った審査とするような工夫が必要である。</p> | <p>・ 4 . 2 . 2 の 3) については、今後同様の事業を行う場合は、経費低減を検討することとした。</p> <p>(新産業 (学 ・ 産))</p> |
| <p>長期に亘って定額の補助金等が支出されている例(6.2.2の4))が見受けられる。毎年度の見直しを原則とすべきである。</p> | <p>・ 6 . 2 . 2 の 4) については、平成 17 年度に交付要綱を整備し、対象基準と補助金算定基準を明確化した。</p> <p>(観光振興課)</p> |
| <p>1.3 委員会に対する負担金の問題点</p> <p>負担金については、委員会等の交付先の規約をもって交付根拠とされている例が多いが、法令等によって福岡市の負担が明らかかなものを除き、不適當である。特に委員会や協議会などの負担金は、福岡市が事務局となっているケースが多く、事業計画及び収支予算のチェックも比較的緩やかで事業年度終了後の決算による交付額の変更がないものが見受けられる。(2.2.5の4) , , , 5.2.1の3) , 5.2.2の3)委員会等への負担金支出については、明確な規則、ガイドラインが必要と考える。</p> | <p>・ 2 . 2 . 5 の 4) については適切な確認を行い、福岡市負担分の繰越金を返還させたうえ、予算額の減額を行った。</p> <p>(観光振興課)</p> <p>・ 2 . 2 . 5 の 4) については、適切な確認を行い、平成 18 年度から減額した予算の範囲内での交付を行った。</p> <p>・ 2 . 2 . 5 の 4) については、適切な算定を行い、平成 18 年度は余剰金を考慮した予算措置を行った。</p> <p>(振興課)</p> <p>・ 5 . 2 . 1 の 3) については、平成 17 年度から適切な証憑に基づく確認を行うこととした。</p> <p>(国際経済課)</p> <p>・ 5 . 2 . 2 の 3) については、事業目的への一定の役割を終えたと認識し、平成 18 年度で団体を解散した。</p> <p>(国際経済課)</p> |

| | |
|---|--|
| <p>2.1 委託業務に係る契約方法について</p> <p>地方自治体の契約方法は、一般競争入札・指名競争入札・随意契約等によることができるとされているが、原則的方法は一般競争入札とされている。しかしながら、本包括外部監査の対象とした委託契約では一般競争入札が1件もなく、殆どが随意契約であり、かつ特命随意契約がその半数を占めている。委託業務契約の中には、以下のような問題があり、改善が必要である。</p> <p>委託業務のうち、報告書等一定の成果物入手する調査業務等について、福岡市の内部でみ利用されている例(2.2.4の4)、4.2.1の3)、4.2.5の3))があった。調査業務等により得られた成果物については、より一層これを公開することを検討すべきである。</p> | <p>・2.2.4の4) については、情報プラザ、総合図書館等に成果物を設置し公開した。</p> <p>(振興課)</p> <p>・4.2.1の3) と</p> <p>・4.2.5の3) については、市のHPに掲載し公開した。</p> <p>(課長 (生活関連産業・雇用創出担当))</p> <p>(新産業課長)</p> |
| <p>随意契約で複数の見積から委託業者を選定する場合、想定される設計金額が予め算定されている。しかしながら、当該設計金額見積りの参考資料が保管されておらず、その金額の妥当性を確認できない例(5.2.4の4))があった。</p> <p>また、特命随意契約の例では、委託を決定した業者からの参考見積金額に掛け目を乗じた金額が設計金額となっており、参考見積金額の妥当性自体が問題である例(4.2.1の3))もあった。</p> | <p>・4.2.1の3) については、複数社からの見積書入手など、適正な設計金額の算定に努めることとした。</p> <p>(課長 (生活関連産業・雇用創出担当))</p> <p>・5.2.4の4) については、参考資料が紛失することないように適正な保管を行うこととした。</p> <p>(国際事業課)</p> |

| | |
|---|--|
| <p>他に実施できる業者が存在しないという特命随意の理由を満たさないもの(2.2.3の4) , 4.2.1の3))が見受けられる。特命での発注については慎重にすべきであり競争条件を実現するよう実施者側の努力が求められる。</p> | <p>・ 2 . 2 . 3 の 4) については , 高齢者の雇用確保を図る目的等により , 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に基づいて特命随意契約を行っていたものである。</p> <p>シルバー人材センターとの契約に関しては , 平成 16 年 11 月同施行令の改正で追加された同施行令同条同項第 3 号に基づき , 平成 19 年度から特命随意契約手続きを行っている。</p> <p>(経営支援課)</p> <p>・ 4 . 2 . 1 の 3) については , コミュニティビジネスを支援する団体が新たに現れたことから , 見積もり合わせを行った。</p> <p>(課長 (生活関連産業 ・ 雇用創出担当))</p> |
| <p>3.1 貸付金について</p> <p>保証料率の補助について 制度資金によって保証料率の一定率を割引くのみではなく , 国の制度改定に合わせて , 中小企業者の経営状況などに応じて対応することが求められる。</p> | <p>保証料の補填については , 平成 18 年 4 月から国の保証制度改正に対応して , 一律の補填から中小企業者の経営状況に応じた補填に改正している。</p> <p>(経営支援課)</p> |

テーマ1-2 財団法人福岡コンベンションセンターの出納その他の事務の執行について

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|---|---|
| <p>4.2.1 マリンメッセ施設維持管理業務</p> <p>3) マリンメッセ施設維持管理業務委託の最低制限価格公表誤り</p> <p>最低制限価格は設計価格の70%とされているが、予定価格の70%で計算されたより低い価格で公表されていた。</p> <p>各種伺について、起案日の記載はあるものの、決裁日の記入が漏れているものが散見された。</p> | <p>財団法人福岡コンベンションセンター(以下「財団」という。)に対し、今後、適正な事務処理を行うよう指導した。</p> <p>なお、財団においては、適正な事務処理を行うよう口頭にて職員に徹底を図った。</p> <p>(コンベンション課)</p> |
| <p>4.2.4 マリンメッセ消防用設備保守点検業務</p> <p>3) 福岡市契約事務規則20条に規定されているように入札参加者は最低6名以上指名すべきである。</p> <p>各種伺について、起案日の記載はあるものの、決裁日の記入が漏れているものが散見される。一連の業務の流れにおいて、承認された日付を明示すべきである。</p> | <p>財団に対し、今後、適正な事務処理を行うよう指導した。</p> <p>なお、財団においては、適正な事務処理を行うよう口頭にて職員に徹底を図った。</p> <p>(コンベンション課)</p> |
| <p>4.2.5 マリンメッセ緑地管理業務</p> <p>3) マリンメッセ緑地管理業務委託の入札参加者指名人数について</p> <p>平成13年度の福岡市契約事務規則の改正を失念し4名を指名している。今後は6名以上の入札参加者を指名する必要がある。</p> <p>各種伺について、起案日の記載はあるものの、決裁日の記入が漏れているものが散見される。一連の業務の流れにおいて、承認された日付を明示すべきである。</p> | <p>財団に対し、今後、適正な事務処理を行うよう指導した。</p> <p>なお、財団においては、適正な事務処理を行うよう口頭にて職員に徹底を図った。</p> <p>(コンベンション課)</p> |

| | |
|--|---|
| <p>7.3.1 固定資産関係</p> <p>有形固定資産及び備品の管理は経理規程に準拠していないと判断される以下の問題点が発見された。</p> <p>1) 固定資産の管理について</p> <p>固定資産管理規程が作成されていないので、早急に作成すべきである。</p> | <p>財団に対し、有形固定資産及び備品の管理については、経理規程に準拠し、所要の措置を取るよう指導した。</p> <p>なお、財団においては、以下の措置が実施された。</p> <p style="text-align: right;">(コンベンション課)</p> <p>固定資産の管理に関する規程を整備した。</p> |
| <p>現物管理のために有形固定資産等明細書を利用して現物との照合が可能となるよう改善が必要である。</p> | <p>固定資産を現物管理するために備品等の管理台帳を新たに作成し、当該台帳と現物を照合するための管理番号を記したシールを固定資産に貼り付ける措置を取った。</p> |
| <p>現物の実査に係る規程が整備されておらず、また実査も実施されていないので、規程を整備するとともに定期的に実査を行うべきである。</p> | <p>現物の実査に関する規程を整備し、平成18年度末から定期的に現物の実査を行うこととした。</p> |
| <p>リース資産は自動車1台、PC、駐車場精算機があるとのことであるが、管理台帳が作成されていないので、リース資産についても台帳を作成し、現物管理に役立てるべきである。</p> | <p>借用備品(リース資産)についても管理台帳を作成し、現物管理することとした。</p> |
| <p>経理規程上、固定資産の減価償却について「法人税法の規定を準用する」旨実態に即して具体的に記載することが望ましい。</p> | <p>減価償却方法について、経理規定第24条を改正し、「法人税法の規定による」旨規定した。</p> |
| <p>有形固定資産の管理帳簿を整備すべきである。</p> | <p>すべての備品(貸出備品を含む)、有形固定資産等の管理台帳を新たに作成し、現物管理することとした。</p> |
| <p>2) 固定資産の勘定科目及び耐用年数について</p> <p>勘定科目が不適切と判断される物件が4件ある。</p> | <p>平成17年度決算において、指摘の内容に沿って勘定科目を修正した。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>国際センターの建物及び倉庫の耐用年数は平成 10 年の税法改正に対応して短縮されていない。</p> | <p>平成 17 年度決算において、指摘の内容に沿って耐用年数を修正した。</p> |
| <p>7.3.2 備品関係 以下の問題点が発見された。</p> <p>1) 備品の管理について 備品管理規程及びたな卸しに関する規程が作成されていないので、早急に作成すべきである。</p> | <p>財団に対し、備品の管理等について、所要の措置を取るよう指導した。</p> <p>なお、財団においては、以下の措置が実施された。</p> <p style="text-align: right;">(コンベンション課)</p> <p>直ちに備品、たな卸し(現物の実査)等に関する規程を整備した。</p> |
| <p>経理規程第 18 条に移動状況を記録することとされているにも拘わらず、「備品台帳」にて継続記録が行われているとは認められなかった。また、「備品台帳」と現物との照合も実施されていなかった。</p> | <p>備品等の移動状況に関する継続記録の徹底を図ることとした。</p> <p>また、平成 18 年度末から定期的にたな卸しを実施することとした。</p> |
| <p>経理規程により現物管理が要求されているので、すべての備品について定期的にたな卸しを実施し、当該たな卸しの結果を正しく備品台帳に反映させる仕組みを構築すべきである。</p> | <p>たな卸しに関する規程を整備し、平成 18 年度末から定期的にたな卸しを実施することとした。</p> <p>また、たな卸しリストを作成することとし、たな卸しの結果については、適切に備品台帳に反映させるよう口頭にて職員に徹底を図った。</p> |
| <p>すべての備品の現物管理が容易になるよう各備品には管理 を貼付し、備品台帳にも当該管理 を記載することにより「備品台帳」と現物の照合が容易になるよう管理方法の改善を図るべきである。</p> | <p>備品等の管理台帳を新たに作成し、当該台帳と現物を照合するための管理番号を記したシールを備品に貼付し、管理方法の改善を図ることとした。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>2) 備品台帳について</p> <p>国際センターの「備品台帳」には必要な情報が記入されていなかった。要求されている情報はすべて記録する必要がある。</p> | <p>備品等の管理台帳や有形固定資産等明細書等の記録や記載については、適切な事務処理を行うよう口頭にて職員に徹底した。</p> <p>(コンベンション課)</p> |
| <p>「備品台帳」の固定資産について「有形固定資産等明細書」と照合した結果、以下の相違があった。</p> <p>a. 「備品台帳」の備考欄に固定資産と記入されているにも拘わらず、「有形固定資産等明細書」に記載がないもの</p> | |
| <p>b. 「有形固定資産等明細書」に記載があるにも拘わらず、「備品台帳」に記載がないもの</p> | |
| <p>マリンメッセ及び国際センターの「備品台帳」は、貸出備品リストとの照合が不可能であった。</p> | |
| <p>国際会議場の「備品台帳」は、以下のとおり貸出用備品現状報告書との不整合が多数あった。</p> <p>a. 「備品台帳」に記載されているが、貸出用備品現状報告書には存在しないもの 46 物件</p> | |
| <p>b. 「備品台帳」に記載されている数量と貸出用備品現状報告書の数量が異なるもの 4 物件</p> | |
| <p>c. 貸出用備品現状報告書に記載されており「備品台帳」にも存在するが、「備品台帳」の用途欄に貸出とされていないもの 5 物件</p> | |

| | |
|--|--|
| <p>平成 16 年 7 月に取得した国際センター会議用イス 4,000 脚及び専用台車 160 台は、備品台帳に記載されていなかった。経理規程に従った処理ではあるが、経済実態としては、貸出備品リストに記載されているように備品使用料を生み出す資産であり、収益と費用が対応しない処理となっている。少額資産の処理にならって資産計上のうえ数年間で償却する方法が望ましかったといえる。</p> <p>なお、これらイス及び台車については、会計上及び税務上は取得年度に費用処理されている。</p> | |
| <p>7.4 意見</p> <p>減価償却について</p> <p>公益法人会計基準によれば減価償却は財団の任意であるが、コンベンションセンターは財団設立当初より、初期に多額の損金算入ができる定率法を継続して適用している。しかしながら、コンベンション施設は陳腐化の激しい生産設備とは性質を異にすることから、減価償却の方法としては定率法が必ずしも最適とはいえず、定額法の方が費用収益対応の原則に合致しより合理的であるといえる。</p> | <p>財団に対し、減価償却計算を含む会計処理の方法について、合理性の観点から検討するよう指導した。なお、財団においては、減価償却費の計算について平成 19 年度から費用収益対応の原則から定額法に変更することとした。</p> <p style="text-align: right;">(コンベンション課)</p> |

包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|--|---|
| <p>2 減価償却の方法について</p> <p>コンベンション施設は陳腐化の激しい生産設備とは性質が異なるので、現状採用されている定率法よりも、定額法が費用収益対応の原則に合致しより合理的であるといえる。また税務面からみても、定額法を採用するこ</p> | <p>財団に対し、減価償却計算を含む会計処理の方法について、合理性の観点から検討するよう指導した。なお、財団においては、減価償却費の計算について平成 19 年度から費用収益対応の原則から定額法に変更することとした。</p> |

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|--------------|-------|
| とが望ましいと思われる。 | |

テーマ 1-3 福岡市営競艇事業特別会計の財務事務の執行と経営に係る事業の管理について

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|--|---|
| <p>3.2. 報償費</p> <p>3.2.3 1) 資金前渡口座の通帳保管について 資金前渡口座の平成 16 年度分の通帳現物を監査中に確認できなかった。誤って破棄されたものと考えられるが、使用済通帳は他の書類と同様、一定年限(5 年間)にわたり保管する必要がある。</p> | <p>使用済み通帳については、他の書類と同様、適切に保管するよう所属職員に対し口頭により周知を図った。</p> <p>(経営企画課)</p> |
| <p>3.2.4 1) 振込実行時の確認について 実際に振込みを行う際に銀行振り込み依頼書等の承認は特段行われていない。内部牽制の観点から、総合振込依頼書を支払調書に添付して同時に承認を受ける体制が要請される。</p> | <p>振込実効時の確認については、平成 18 年度から、総合振込依頼書を支払調書に添付して、同時に承認を受けることとした。</p> <p>(経営企画課)</p> |
| <p>3.3. 使用料賃借料(リース契約)</p> <p>3.3.3 1) 業者の選定方法 投票券発売機等の舟券発売及び投票結果集計を行ういわゆるトータリゼーターシステムや関連機器は製作メーカーが限定されており、当該メーカー製機器を賃借する必要性はあるとしても、それを同社から特命随意契約でリース契約しなければならない必然性はない。リース業者選定に当たっては入札を行うべきである。</p> | <p>トータリゼーターシステムのリース業者の選定方法については、当該機器のリースを取扱う者が当該事業者の他にいないことを確認した。今後は、特命随意契約に関する決裁文書において、その旨を明記することとした。</p> <p>(開催運営課)</p> |

| | |
|--|--|
| <p>2) リース導入時の検討過程（投票券発券機の余剰）について</p> <p>平成 13 年度にリースを開始した投票券発券機(有人窓口用)342 台について,平成 15 年度の中央スタンド改築に伴う有人窓口の自動販売機への切り替えの結果,50 台程度の余剰機が発生している。</p> | <p>次回のリース契約時において,将来の事業運営等を見据え,十分な検討を行って,適正な導入台数を決定することとした。</p> <p>(開催運営課)</p> |
| <p>3.5. 委託料（場外発売を除く委託料）</p> <p>3.5.3 1) 設計金額の積算過程での計算誤りについて</p> <p>設計金額の積算過程で計算誤りが発見された。結果として少なく積算されたため,過払いにはなっていない。単純な計算誤りであることから,チェック者が検証しやすい積算資料を作成するなどの方法を採用し,より厳格なチェック体制を構築することが必要である。</p> | <p>設計金額の積算については,積算方法を見直し,計算誤りがないように,チェック者が検証しやすい積算資料を作成することとした。</p> <p>(開催運営課)</p> |
| <p>3.5.4 1) 仕様書の記載方法について</p> <p>「福岡競艇場投票事務機械設備保守業務（表 3-5 検討 NO.12 契約金額 127,439 千円）」の契約関連書類の照合を行ったところ,仕様書,積算内訳書及び完了検査調書の記載に整合性が認められない事項が発見された。</p> <p>保守業務の一部である「無停電電源装置点検」については,積算内訳書では年間 4 日実施となっていたが,仕様書では「6 か月に 1 回」としか記載がなく,完了検査調書及び業者からの保守報告書でも実施日は年間 2 日となっていた。</p> <p>事前連絡及び立会した職員の記憶</p> | <p>平成 18 年度分契約の設計において,点検回数を「6 ヶ月に 1 回,年 2 日」と改めた。</p> <p>(開催運営課)</p> |

| | |
|--|---|
| <p>により，無停電電源装置点検は確かに年間2回（2日/回）で延べ4日行われており，契約内容の業務は行われていたと説明を受けている。検査調書の確認の際には，契約業務が網羅的に実施されているか確認をする必要があるが，仕様書の記載が不明確であったこともあり，検査調書の記載誤りを見落としていたことが推測される。契約内容の確認を適切に行うためにも，仕様書の記載方法は明瞭なものに改善する必要がある。</p> | |
| <p>2) 指名競争入札における業者選定について</p> <p>指名チェックリストに記載された指名業者の選定基準に該当する会社であるのに指名対象外となった理由が明確に記録されていない案件がある。</p> <p>入札の指名業者を選定する過程に関し文書化により透明性・明瞭性を高めることが望ましい。</p> | <p>指名競争入札における業者選定基準については，平成18年度契約分より，指名基準の明確化を図り，選考過程についても記録を残すこととした。</p> <p style="text-align: right;">（経営企画課）</p> |
| <p>3.5.6 1) 特命随意契約の妥当性について</p> <p>特命随意契約の中には他の業者でも実施可能な業務であると考えられる案件がある。特命随意契約では競争原理が働きにくいいため，1社随意契約が不可避である業務に限定すべきであり，選定方法の見直しが必要と考える。</p> | <p>福岡競艇場放送業務については，平成18年度より競争入札を行うこととした。</p> <p style="text-align: right;">（開催運営課）</p> |

| | |
|--|---|
| <p>3) 設計価格及び予定価格の積算方法について</p> <p>予定価格及び設計価格の妥当性を検証するためにヒアリングを実施し、設計書及び予定価格書を査閲した結果、以下の3つの問題点が発見された。</p> <p>設計価格積算時に長期間同一の参考見積を使用した事例がある。参考見積を入手する頻度をもう少し増やすことも必要であると考えられる。</p> | <p>設計価格積算時に使用する参考見積については、今後適時に見積を徴収していくこととした。</p> <p>なお、ゴンドラ設備保守業務、大型映像装置保守業務については、請負業者から新たに参考見積を入手し積算することとした。</p> <p>(経営企画課・開催運営課)</p> |
| <p>他部署との情報共有や前年度に入手した積算内訳書を活用するなどの方法により、積算価格の妥当性について慎重に検討する必要がある。</p> | <p>積算価格の検証については、今後、他部署との情報交換を行うなどにより、積算価格の妥当性の検証を図っていくこととした。</p> <p>なお、「福岡競艇場第1駐車場警備業務」の設計金額については、前年度の実績を踏まえて、平成17年度、平成18年度と見直しを図った。</p> <p>また、「公金取扱に関する業務」及び「競技棟他定期清掃業務」については、平成18年度の設計価格から見直しを行った。</p> <p>(経営企画課・開催運営課)</p> |
| <p>3.5.8 1) 契約ファイルの保管状況について</p> <p>平成13年度の3件の契約に係る契約決裁ファイルを紛失していた。契約に関する公文書は5年間保存しなければならない。中央スタンドが完成し、事務所を移転させる際に、誤って廃棄したのではないかと説明を受けているが、今後は適正な保存に努める必要がある。</p> | <p>契約決裁文書の保管については、規則に準拠し、適正な保存に努めるよう所属職員に口頭で周知を図った。</p> <p>(開催運営課)</p> |
| <p>3.5.10 委託料の監査手続きを実施する過程で、全般的な事項として検討が必</p> | <p>「場外発売にかかる投票業務機械設備保守業務」については、事務の効率性や経費</p> |

| | |
|--|---|
| <p>要と考えられる意見事項が3件発見された。</p> <p>1) 契約単位について</p> <p>特命随意契約によりレースのシリーズごとに同一業者と委託契約を行っている事例があった。事務の簡素化のためには、出来る限りまとめて契約を行うことが望ましい。</p> | <p>節減の観点から検討した結果、平成18年度より年間契約とした。</p> <p>(開催運営課)</p> |
| <p>2) 契約書の記載方法について</p> <p>一部の委託契約にかかる契約書について、秘密の保持(守秘義務)に関する記載が入っていなかった。守秘義務については契約書上、記載しておいたほうがよい内容と思われる。</p> | <p>契約書における守秘義務に関する事項については、平成18年度より可能なものについては、記載しており、その他についても平成19年度より記載することとしている。</p> <p>(開催運営課)</p> |
| <p>3.7. 人件費</p> <p>3.7.3 1) 時間外申請書の申請印もれについて</p> <p>常勤職員の時間外申請書について申請者本人の確認印がなく承認印のみが押印されているものが発見された。確認印の押印漏れという説明を受けたが、上席者による承認時に書類の整備状況についても正確に処理するよう指示する必要がある。</p> | <p>時間外申請書の申請印については、上席者による承認の都度書類の正確な処理について職員に対し指示を行い、申請印もれがないよう徹底することとした。</p> <p>(経営企画課)</p> |
| <p>3.8. 備品管理</p> <p>3.8.3 1) 処分済み備品の決裁漏れ</p> <p>台帳に記載があるものの現物の確認ができなかった。当該物品(5件)は処分済みであるが物品処理書が作成されていないため、台帳に記載されていたものである。本来、処分時には物品処理書によって、処分の決裁を受ける必要があるが、当該物品については、所定の手続きを経ずに</p> | <p>備品については、処分済みで物品処理書が作成されていなかった5件の物品処理書を作成した。</p> <p>今後は所定の手続きに従い、備品の処分を行うよう所属職員に対し口頭で周知した。</p> <p>(経営企画課・開催運営課)</p> |

| | |
|--|--|
| <p>備品現物の処分が行われていた。</p> | |
| <p>2) 備品シールの整備状況</p> <p>現物に貼付された備品シール番号が、出納簿と完全には一致していない状況が発見された。備品管理を適切に実施するために、備品出納簿において保管場所を明示するとともに備品シールを各備品現物に正確に添付した上で定期的な現物調査を実施する必要がある。</p> | <p>備品管理については、備品出納簿において保管場所を明示するとともに、備品シールを各備品現物に添付した上で定期的な現物調査を実施するよう所属職員に対し、口頭により周知を図った。</p> <p>(経営企画課・開催運営課)</p> |
| <p>3.8.4 意見～備品管理の方法について</p> <p>1) 備品出納簿の整備</p> <p>備品の帳簿管理を有効に行うには、資産管理ナンバー、資産の種類又は名称、所在地、耐用年数等が網羅的に記載された台帳を整備することが必要である。現行システムの制約として、備品出納簿及び備品現在高一覧表にはその使用場所の情報が登録されていない。現物の保管状態を正確に把握し、備品を適切に管理するために、台帳の情報を整備する必要がある。</p> | <p>備品出納簿の整備については、物品受け入れ処理時に備品出納簿に保管場所を付記することにより、現物の保管状態を把握することとした。</p> <p>(経営企画課・開催運営課)</p> |
| <p>2) 備品の現物調査</p> <p>物品管理者である各課の課長は現物の適切な維持管理を行うほか、管理対象の物品を明確にするために備品台帳の記載を正確に行う必要がある。財産の適切な管理を行うためには、物品責任者と実質的な管理責任部署との連携の強化が必要であり、その手段として定期的な財産の現物調査が有効である。毎期一定の時期に実地調査を行う必要がある。</p> | <p>備品の現物調査については、平成18年度より、現場管理者と備品の総括部門担当者で、定期的な財産の現物調査を実施することとした。</p> <p>(経営企画課・開催運営課)</p> |

| | |
|--|--|
| <p>3) 備品出納簿に登録されない備品の管理について</p> <p>イ) 台帳から除却しているが、現物が保管されているものがある。</p> | <p>工事で取得した掃海用船舶については、備品の現場管理を行うために作成している備品副台帳に記載し、管理することとした。</p> <p>また、歴代エンジンやプロペラについても、備品副台帳に記載し管理することとした。</p> <p>(経営企画課・開催運営課)</p> |
|--|--|

包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|---|---|
| <p>2.1 収入増加への取り組み</p> <p>広告媒体を利用した宣伝やサマータイムレースなど、様々な方面に渡り顧客開拓の努力をしている。</p> <p>新規顧客の獲得とともにその来場者をリピーターにするための方策も重要となってくるので種々のキャンペーンの実施などが考えられる。</p> | <p>初心者教室への参加者に対しては、指定席優待券をプレゼントし、再来場を促している。</p> <p>また、ファンクラブ会員に対しては、来場ポイント数により、記念品プレゼントを実施するとともに、指定席優待券をプレゼントし、来場促進を図っている。</p> <p>(経営企画課)</p> |
| <p>2.3 設備投資計画の必要性</p> <p>平成13年度の投票機システムのリース契約時には中長期的な設備投資計画は特に策定されていなかったため、結果として二重投資となってしまっている。</p> <p>単年度決算を前提とする官庁会計においては中長期計画の策定が困難な面はあるものの、事業を継続する以上、収益を得るためには将来計画を見据えた効果的な投資を行う必要がある。財政事情が厳しい折でもあり、優先順位の高い投資を着実に実行するために、予測可能な範囲で中期的な施設整備・改装計画を策定し、計画的に実施していく必要がある。</p> | <p>予測可能な範囲で中・長期的な施設整備を計画的に進めていくため、競艇事業の平成19年度から10年間の収支を明らかにした、『長期収支計画』の中で、施設整備の年次執行計画を立てている。</p> <p>この収支計画は19年5月に作成しているが、今後は、この収支計画にもとづき、計画的に施設整備を行っていく。</p> <p>(経営企画課)</p> |

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|--|--|
| <p>3 一般会計への繰出金の設定について</p> <p>発生主義に基づき退職給与引当金を認識する場合、平成16年度末で福岡競艇場に在籍する従事員に対する要支給額（仮に全員が退職した場合に支払うべき退職金の総額）は、概算で18億円と算定されている。これは、平成16年度の歳入歳出差引額（繰出金控除後）の15億円を超えている。施行者収益を一般会計に繰出し、財政への貢献をもたらすことが競艇事業の使命ではあるものの、現状では、既に発生していて将来負担が確実な資金も含めて収益として処理される結果となっている。</p> <p>一般会計への繰入額決定においては、事業に必要な資金を厳密に見極めた上で決定する方法を検討することが望ましい。</p> | <p>今後、確実に必要となる従事員の退職金や施設の改善工事費等に備えるため、19年度予算から計画的な積立を行うこととしている。</p> <p>一般会計への繰入額は、売上の状況やこの積立計画とも整合を図りながら、決定していく。</p> <p style="text-align: right;">（経営企画課）</p> |

テーマ2 福岡市土地開発公社が保有している土地の取得，保有，処分に関する事務の
執行ならびにこれらに関する事業計画の執行と財務状況について

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|--|---|
| <p>1.4.3 1) 実施設計業務の契約方法について 造成工事について実施設計業務と監督業務を同一業者が受注している案件があるが，監督という業務の性質上牽制を働かせるために別業者が業務を行う方が合理的であると考えられる。しかし，仮に実施設計業務を行った業者以外の業者が受注した場合，工事に係る情報の引継及び協議期間が必要になること，また熟知した情報を持って監督業務を行うことによる業務の質の有効性を考えると，特命随意契約を行うことに一定の合理性は認められるものの，入札の公平性や入札機会の増加を図ることも重要であるため，特命随意契約を行うことは真にやむを得ない場合に限定する必要がある。</p> | <p>実施設計業務及び監督業務については，競争入札を原則としており，今後も特命随意契約は真にやむを得ない場合に限っていく。</p> |
| <p>1.5.3 1) 再取得前土地のうち供用済み案件について 平成16年11月時点で公社保有の3物件については，市が再取得することなく事業化し既に供用されていた。本来，市が起債等の財源措置をして公社から買取るべき公共事業用地を，買取らずに事業に供するのは，市の適正な財政運営の観点から問題がある。また，供用済み土地を公社が継続して保有する結果，借入金利息が増加し，再取得金額が増大する</p> | <p>再取得されず供用済みとなっている南部運動公園用地については，都市整備局において平成18年度中に全て再取得した。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>ことになる。</p> <p>事業着手前に再取得することが原則である以上，都市整備局は早期に再取得を完了する必要がある。</p> | |
| <p>4 財務諸表について</p> <p>4.1.3 1) 固定資産の減価償却における残存価額の見直し</p> <p>固定資産の減価償却における残存価額については，公社の財務規則が準用している大蔵省令では 10%と定められているが，実際の償却は 5%まで実施されており，規則と実務が整合していない。</p> <p>財務内容の健全化という観点からは償却を進めることにも意義があるため，使用実態や処分時の費用等を勘案して適切な残存価額を定める必要がある。</p> | <p>固定資産の減価償却における残存価額については，財務内容の健全化の観点から 5%まで行っており，実態に合わせ，公社において規程の整備を平成 18 年度中に行った。</p> |
| <p>4.1.4 1) 固定資産の減価償却の開始時期について</p> <p>2) 事業外収益に対応する固定資産税の計上区分について</p> <p>公有土地を再取得までの期間，駐車場等として賃貸する場合，収益を事業外収益として計上している。収益を伴う公有土地については固定資産税を納付する必要があるが，この支払固定資産税は販売費及び一般管理費として計上されている。</p> <p>収益の計上区分に対応して，固定資産税を事業外費用として計上することが望ましい。</p> | <p>事業外収益に対応する固定資産税の計上区分については，平成 17 年度予算から事業外費用として計上している。</p> |